

京都市教育委員会教育長訓令甲第11号

事務局

教育機関

京都市教育委員会事務局及び教育機関の職員の勤務時間等に関する規程の一部を次のように改正する。

平成16年3月31日

京都市教育委員会

教育長 門川大作

別表図書館の項中「左京図書館」を「北図書館, 左京図書館」に改め, 「右京図書館」の右に「, 西京図書館」を加える。

附 則

この訓令は, 平成16年4月30日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)